

# 電機連合における 共済活動の現況と今後の課題

すずき としづみ  
鈴木 利文

電機連合福祉共済センター・理事長

## 福祉共済センターの 活動概況について

電機連合では、1987年の第35回定期大会で組合員の相互扶助を基本として自助努力を支援する福祉共済制度を組合員に提供し、現在と将来の生活保障と生活向上に役立たせることを目的に、総合的な福祉活動を具体的に担うセクションとして「福祉共済センター」を設立し、昨年、20周年を迎えました。

発足当時の1987年6月には、組合員全員を対象とした組織共済である「ゆうあい共済」がスタートし、1988年6月には、組合員の任意加盟で組合員の老後の生活保障の為に自助努力を支援する

「ねんきん共済」と、電機連合のスケールメリットを活かした相互扶助で「生存中の保障は、これ一つで十分」というコンセプトで設計された「けんこう共済」及び、組合活動中の災害に対する補償を目的とした「あんぜん共済」を発足させました。

その後、1993年1月には、全労済の団体生命とけんこう共済とを組み合わせた「けんこう共済アシスト」、1995年10月には、労使共同加入による共済会制度としての「あんしん共済」をスタートさせ、現在では図 - 1 に示すように全体で六つの共済制度により運営されています。

また、「障害者教育ローン」と「共済ローン」を組み合わせた共済種目別の掛金と保障内容の全体の概要は、表 - 1 の通りであります。

図 - 1 電機連合共済のラインナップ

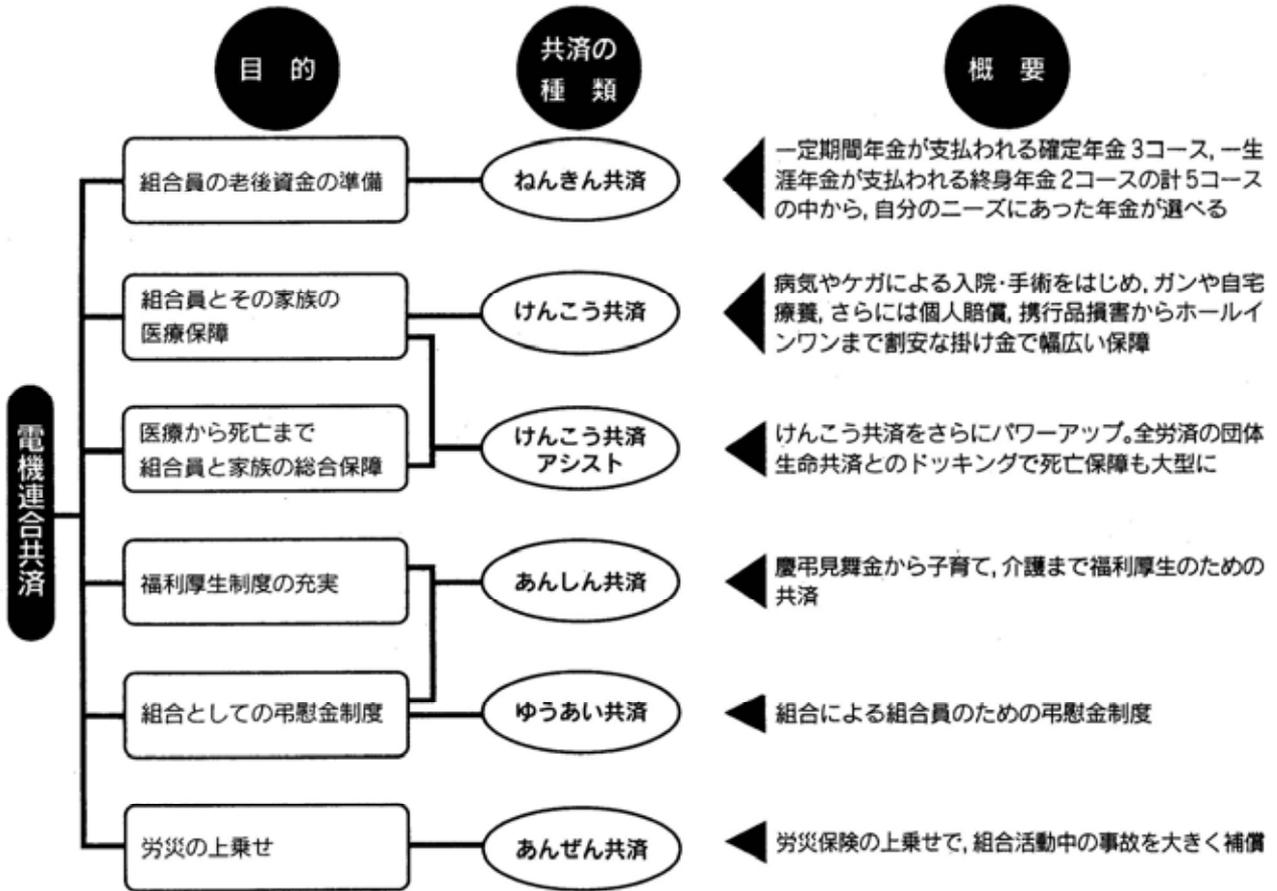


表 - 1 共済種目別の掛金・保障内容

(08年1月1日現在)

共済種目	加入資格・掛金など	補償内容
組 織 共 済 ゆうあい共済 (87.6 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 全組合員対象</li> <li>各単組からの会費で運営(30円/月、ただし、2008年6月分から20円/月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員死亡(含む高度障害) 20万円</li> <li>組合活動中の死亡( " ) 本人50万円、家族5万円</li> <li>住宅災害 全壊 住宅災害 7万円 家財災害 3万円</li> <li>半壊・床上浸水 住宅災害 3万円 家財災害 2万円</li> <li>家族災害死亡(配偶者および18歳未満の子) 5万円</li> </ul>
あんぜん共済 (88.12 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 組合単位での加入</li> <li>あんぜん共済A型 労災保険加入者が対象の上乗せ共済 型(通勤途上補償あり) 年間5,000円 型( " なし) " 3,200円</li> <li>あんぜん共済B型 労災保険非加入者で、年間組合活動日数が90日以下の非専従や職場委員が対象 型(通勤途上補償あり) 年間460円 型( " なし) " 350円 いずれも1口当たり(7口まで加入可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合活動中の災害補償</li> <li>あんぜん共済A型(専従者) 型 死亡3,200万円、1~14級3,200万~160万円 休業1日3,500円(1,092日限度)</li> <li>型 型と同じ(ただし、通勤災害補償なし)</li> <li>あんぜん共済B型(非専従用) 型 死亡500万円、1~14級500万~15万円 休業1日1,500円(180日限度) 通院1日1,000円 型 型と同じ(ただし、通院給付金、通勤災害補償なし)</li> </ul>

(続き)

共済種目	加入資格・掛金など	補償内容																																																																																																																																				
ねんきん共済 (88.6 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 58歳未満の組合員</li> <li>掛金 <ul style="list-style-type: none"> <li>月払 1口1,000円 最低5口(うち3口は全労済)~最高100口</li> <li>半年払 1口1万円 最低3口~最高50口</li> <li>月払・半年払の併用も可能</li> <li>一時払 1口10万円で200口限度</li> </ul> </li> <li>積立完了年齢 60歳到達日、延長は65歳</li> <li>年金月額1万円に必要な年金原資(男性) <ul style="list-style-type: none"> <li>5年2倍受取型10年確定年金 86.23万円</li> <li>10年確定 113.79万円</li> <li>15年確定 165.60万円</li> <li>20年確定 214.30万円</li> <li>15年保証終身 245.65万円</li> <li>15年保証夫婦連生終身 287.89万円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳積立完了時、年金原資額が975.4万円(生保829.4万円、全労済146.0万円)の場合の受取額(年金月額)</li> <li>&lt;生保分&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>5年2倍受取型10年確定年金 9.61万円</li> <li>10年確定 7.28万円</li> <li>15年確定 5.00万円</li> <li>20年確定 3.87万円</li> <li>15年保証終身 3.37万円</li> <li>15年保証夫婦連生終身 2.88万円</li> </ul> </li> <li>&lt;全労済分&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>10年確定 1.27万円</li> <li>15年確定 0.87万円</li> <li>15年保証終身 0.57万円</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																				
けんこう共済 (88.6 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 60歳未満の組合員とその家族(子供は満24歳以下で未就職、未婚)</li> <li>掛金(月額、円) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本契約 <ul style="list-style-type: none"> <li>A - 2,300 3,500 5,400 6,400</li> <li>2,900 4,100 6,000 7,000</li> <li>B - 1,800 2,600 3,900 4,600 5,500</li> <li>2,400 3,200 4,500 5,200 6,100</li> <li>C - 1,200 1,700 2,400 2,900 3,400</li> <li>1,800 2,300 3,000 3,500 4,000</li> </ul> </li> <li>家族 <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 700 1,000 1,200 1,500 2,400</li> <li>子ども 500 500 500 500 500</li> </ul> </li> <li>15~29歳 30~44歳 45~54歳</li> <li>55~64歳 65~69歳</li> </ul> </li> <li>特約は本人が加入すれば家族全員が対象</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>配偶者</th> <th>子ども</th> <th>(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院 がん1日</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>退院まで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1~365日</td> </tr> <tr> <td>休業(自宅)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5~365日</td> </tr> <tr> <td>けが通院</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>90日分</td> </tr> <tr> <td>病気</td> <td colspan="5">一時金100(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害死亡</td> <td colspan="5">一時金200(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害(後遺障害)</td> <td colspan="5">一時金6~200(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術 がん</td> <td colspan="5">1回10・15・25(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="5">1回5・10・20(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進医療</td> <td colspan="5">一事務200限度(共通) &lt;同左&gt; &lt;同左&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がん退院</td> <td colspan="5">一退院につき一時金20(共通)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期入院</td> <td colspan="2">一時金30</td> <td colspan="2">一時金15</td> <td>180日~</td> </tr> <tr> <td>超・長期(がん以外)</td> <td colspan="2">一時金100</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>救援捜索</td> <td colspan="5">実費を年間500限度(共通)</td> </tr> <tr> <td>骨髄移植提供</td> <td colspan="5">一時金(共通)</td> </tr> <tr> <td>特約</td> <td colspan="5">第三者に損害を与えた賠償責任 1億円限度</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">携行品損害、盗難、破損など 年間50限度</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">ホールインワン 1回につき50</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(キャディなしの場合) 1回につき30</td> </tr> </tbody> </table>		A	B	C	配偶者	子ども	(万円)	入院 がん1日	2	2	1.5	1	1	退院まで	その他	1.5	1	0.5	0.5	0.5	1~365日	休業(自宅)	1	1	0.5	-	-	5~365日	けが通院	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	90日分	病気	一時金100(共通) <同左> <同左>						災害死亡	一時金200(共通) <同左> <同左>						障害(後遺障害)	一時金6~200(共通) <同左> <同左>						手術 がん	1回10・15・25(共通) <同左> <同左>						その他	1回5・10・20(共通) <同左> <同左>						先進医療	一事務200限度(共通) <同左> <同左>						がん退院	一退院につき一時金20(共通)						長期入院	一時金30		一時金15		180日~	超・長期(がん以外)	一時金100		-		-	救援捜索	実費を年間500限度(共通)					骨髄移植提供	一時金(共通)					特約	第三者に損害を与えた賠償責任 1億円限度						携行品損害、盗難、破損など 年間50限度						ホールインワン 1回につき50						(キャディなしの場合) 1回につき30				
	A	B	C	配偶者	子ども	(万円)																																																																																																																																
入院 がん1日	2	2	1.5	1	1	退院まで																																																																																																																																
その他	1.5	1	0.5	0.5	0.5	1~365日																																																																																																																																
休業(自宅)	1	1	0.5	-	-	5~365日																																																																																																																																
けが通院	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	90日分																																																																																																																																
病気	一時金100(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
災害死亡	一時金200(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
障害(後遺障害)	一時金6~200(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
手術 がん	1回10・15・25(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
その他	1回5・10・20(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
先進医療	一事務200限度(共通) <同左> <同左>																																																																																																																																					
がん退院	一退院につき一時金20(共通)																																																																																																																																					
長期入院	一時金30		一時金15		180日~																																																																																																																																	
超・長期(がん以外)	一時金100		-		-																																																																																																																																	
救援捜索	実費を年間500限度(共通)																																																																																																																																					
骨髄移植提供	一時金(共通)																																																																																																																																					
特約	第三者に損害を与えた賠償責任 1億円限度																																																																																																																																					
	携行品損害、盗難、破損など 年間50限度																																																																																																																																					
	ホールインワン 1回につき50																																																																																																																																					
	(キャディなしの場合) 1回につき30																																																																																																																																					
けんこう共済 アシスト (93.1 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 けんこう共済と同じ</li> <li>掛金(月額、円) <ul style="list-style-type: none"> <li>本人 <ul style="list-style-type: none"> <li>15型 6,000 7,000 8,300 9,000</li> <li>12 5,300 6,200 7,600 8,300</li> <li>9 4,100 4,800 5,600 6,200</li> <li>6 3,300 3,900 4,800 5,300</li> <li>3 2,300 2,700 3,300 3,600</li> </ul> </li> <li>配偶者 <ul style="list-style-type: none"> <li>9型 4,300 6型 3,500 3型 2,300</li> </ul> </li> <li>子ども <ul style="list-style-type: none"> <li>6型 1,940 3型 1,570</li> </ul> </li> <li>15~29歳 30~44歳 45~54歳</li> <li>55~64歳</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のけんこう共済と全労済のアシスト(団体生命+交通災害)をバックした生命・医療共済</li> <li>6型の場合(万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人</th> <th>配偶者</th> <th>子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡 病気</td> <td>650</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>交通事故</td> <td>1,300</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故</td> <td>1,100</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>障害 交通事故</td> <td>26~1,300</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故</td> <td>18~1,100</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>入院 がん</td> <td>1日1.8</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>がん以外</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>交通事故</td> <td>1.1</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>長期療養</td> <td>一時金30</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>超・長期</td> <td>一時金100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>自宅療養</td> <td>1日0.8</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>通院 交通事故</td> <td>1日0.35</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故</td> <td>0.2</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>手術 がん(1回)</td> <td>10・15・25</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>その他(1回)</td> <td>5・10・20</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>先進医療</td> <td>一事務200限度</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>がん退院</td> <td>20</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td>救援者費用</td> <td colspan="3">実費を年間一時金500を限度(共通)</td> </tr> <tr> <td>ドナー給付金</td> <td>一時金</td> <td>&lt;同左&gt;</td> <td>&lt;同左&gt;</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		本人	配偶者	子ども	死亡 病気	650	<同左>	<同左>	交通事故	1,300	<同左>	<同左>	不慮の事故	1,100	<同左>	<同左>	障害 交通事故	26~1,300	<同左>	<同左>	不慮の事故	18~1,100	<同左>	<同左>	入院 がん	1日1.8	1	1	がん以外	0.8	0.7	0.4	交通事故	1.1	0.8	0.7	不慮の事故	0.8	0.7	0.6	長期療養	一時金30	15	15	超・長期	一時金100	-	-	自宅療養	1日0.8	-	-	通院 交通事故	1日0.35	<同左>	<同左>	不慮の事故	0.2	<同左>	<同左>	手術 がん(1回)	10・15・25	<同左>	<同左>	その他(1回)	5・10・20	<同左>	<同左>	先進医療	一事務200限度	<同左>	<同左>	がん退院	20	<同左>	<同左>	救援者費用	実費を年間一時金500を限度(共通)			ドナー給付金	一時金	<同左>	<同左>																																																
	本人	配偶者	子ども																																																																																																																																			
死亡 病気	650	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
交通事故	1,300	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
不慮の事故	1,100	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
障害 交通事故	26~1,300	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
不慮の事故	18~1,100	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
入院 がん	1日1.8	1	1																																																																																																																																			
がん以外	0.8	0.7	0.4																																																																																																																																			
交通事故	1.1	0.8	0.7																																																																																																																																			
不慮の事故	0.8	0.7	0.6																																																																																																																																			
長期療養	一時金30	15	15																																																																																																																																			
超・長期	一時金100	-	-																																																																																																																																			
自宅療養	1日0.8	-	-																																																																																																																																			
通院 交通事故	1日0.35	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
不慮の事故	0.2	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
手術 がん(1回)	10・15・25	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
その他(1回)	5・10・20	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
先進医療	一事務200限度	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
がん退院	20	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
救援者費用	実費を年間一時金500を限度(共通)																																																																																																																																					
ドナー給付金	一時金	<同左>	<同左>																																																																																																																																			
あんしん共済 (95.10 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格 組合単位で加入</li> <li>掛金 月500円(組合員と企業の負担の合計額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚祝金 本人 3万円</li> <li>出生祝金 1万円</li> <li>死亡 本人(高度障害を含む) 20万円</li> <li>配偶者 5万円</li> <li>子 5万円</li> <li>父母 1万円</li> <li>傷病見舞金 30日以上休業 3万円</li> <li>介護休業助成金 1休業1年間で36万円(月3万円)</li> <li>遺児育英助成金 小学校 月1万円</li> <li>中学校 月1.5万円</li> <li>高校 月2万円</li> <li>保育料助成金 会員が3歳未満の子を保育所に預けた時 1保育1年間12万円(本人負担20%相当)</li> </ul>																																																																																																																																				
障害者教育 ローン (90.1 発足)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 障害者手帳を持つ組合員</li> <li>目的 教育資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提携先 中央労金</li> <li>融資限度額 30万~300万円</li> <li>利率 年利2%</li> </ul>																																																																																																																																				
共済ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 ねんきん共済加入者</li> <li>目的 積立期間中に資金を必要とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提携先 中央労金</li> <li>融資限度額 脱退一時金の90%、300万円を限度</li> <li>利率 長期プライムレートを基準2.55%(08年5月以降、2.15%)</li> </ul>																																																																																																																																				

## 1. 主要共済について

### (1) ねんきん共済

#### 制度の概要について

ねんきん共済は、組合員が個人毎に任意に加入する「拠出型企業年金」として、老後生活のための個人年金や財産形成に役立てる自助努力支援型の共済であり、月払い掛金の最低加入口数5口については、3口を全労済、2口を生保会社に配分委託し、それ以上の口数については加入者が自由に設定できるような運営となっています（制度の概要については、図-2を参照ください）。

加入者数は、2007年12月1日時点で13万6,964人、加入率は21.9%となり、組合員4人に1人が加入しています。加入口数は月払いが156万1,113口、半年払いが47万6,203口となっています。なお、厚生年金の受給年齢が65歳まで引き上げられることに対応して1998年6月にスター

トさせた「悠々プラン」の加入者数は、3,358人となっています。

また、ねんきん共済に加入していた方で、2007年12月1日時点での年金受給者は20,761名で、その内訳は以下の通りであります。

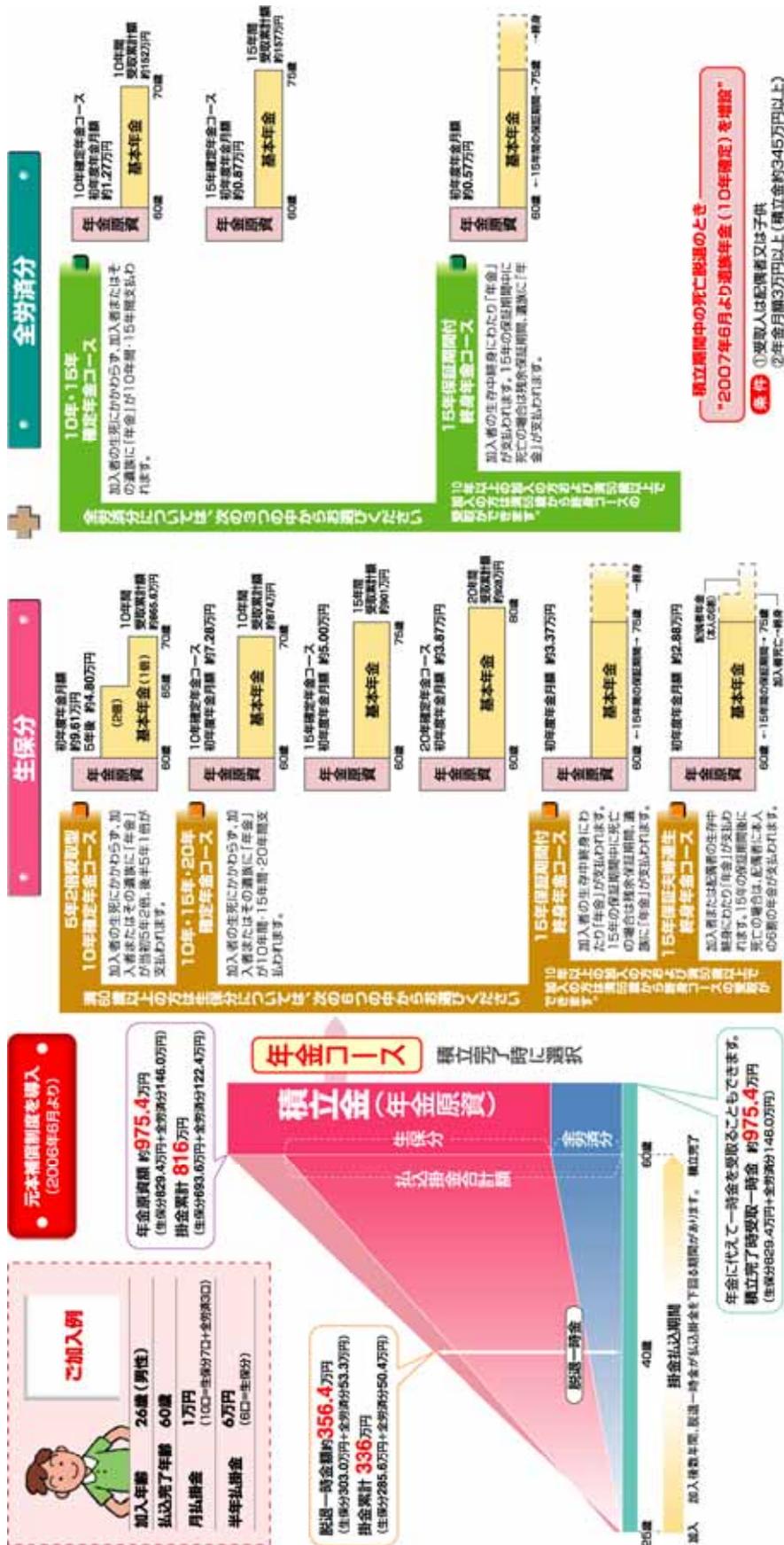
5年確定年金	79人
5年2倍型10年確定年金	2,164人
10年確定年金	7,765人
15年確定年金	7,303人
20年確定年金	696人
15年保障終身年金	1,797人
15年夫婦連生終身年金	957人

#### 最近の制度改善について

ねんきん共済では、2004年の制度改善で2004年6月1日以降、弊センターの事務運営費を1.4%から1.2%に引き下げて以来、最近は、毎年、制度改善をしてきています。2004年以降の改善内容は、以下の通りですが、遺族保障年金制度の新設が当面の課題となっています。

改善年	改善内容
2005年6月発効	高齢化の進展に対応するため、受け取り年金コースに「20年確定年金」を追加
2006年6月発効	短期間での脱退では、生保や全労済の手数料の関係から元本割れを起こしますが、やむなく脱退する場合には、この元本割れの部分を保証する制度を新設 加入時期を増やすために、新規加入については、年3回実施
2007年6月発効	遺族一時金を「10年確定年金」でも受け取れるコースを新設
2008年6月発効	増・減口についても、新規加入と同様に年3回実施

図-2 電機連合のねんきん共済



年金コース	初年度年金月額	5年後	10年後	15年後	20年後
10年保短期間付 積立年金コース	約9,617万円	約4,807万円	約7,287万円	約5,000万円	約3,877万円
15年保短期間付 積立年金コース	約9,617万円	約4,807万円	約7,287万円	約5,000万円	約3,877万円
20年保短期間付 積立年金コース	約9,617万円	約4,807万円	約7,287万円	約5,000万円	約3,877万円
15年保短期間付 積立年金コース	約9,617万円	約4,807万円	約7,287万円	約5,000万円	約3,877万円
10年保短期間付 積立年金コース	約9,617万円	約4,807万円	約7,287万円	約5,000万円	約3,877万円

**積立期間中の死亡配当のとき**  
 \*2007年6月より遺族年金(10年確定)を特設\*  
 条件 ①受取人は配偶者又は子供  
 ②年金月額3万円以上(積立金約345万円以上)

(2) けんこう共済（アシスト含む）

制度の概要について

けんこう共済は、不慮の事故やケガ等で働くことができなくなった時の所得保障をはじめとする生存中の保障を基本とした「医療共済」で、損保会社の商品と自家共済とを組み合わせた共済制度であります。従って、制度設計の基本的コンセプトも、「生存時のあらゆる保障は、この共済一つで十分」といえるものとするに置いていますので、通院、入院、手術、長期療養、休業、高度障害、死亡等幅広い保障内容が特徴であります。

また、特約として、賠償、携行品損害、ホールインワン祝金も付いており、掛金も損保会社の保険料に比べて格安となっています。

2008年1月1日時点の加入者は、9万5,122

人で、加入率16.7%となっていますが、その給付状況は以下の通りであり、年々、給付件数、給付金額とも大幅に増加してきています。

2001年度	6,807件（12.8億円）
2002年度	8,605件（15.0億円）
2003年度	10,536件（17.2億円）
2004年度	11,500件（17.9億円）
2005年度	12,928件（19.4億円）
2006年度	14,139件（21.7億円）
2007年度（6～12月）	8,646件（13.2億円）

最近の制度改善について

「けんこう共済」では、従来から世の中のニーズを先取りしながら、毎年、制度改善をして、生存中の保障はこれだけに加入していれば十分というコンセプトで、時代と共に「進化する共済」ということを基本にして取り組んでいます。

改 善 年	改 善 内 容
2004年6月発効	ガン以外の入院給付金を1日入院への給付開始 高度先進医療費用給付金（200万円限度）の新設
2005年6月発効	若年層の加入促進ツールとして29歳以下の若者向けのYタイプの新設 精神障害者が増えた事を踏まえ、精神障害休業一時金を新設 賠償事故給付金の免責金額を廃止
2006年6月発効	乳房再建手術を給付対象に追加 子供の入院給付金日額を配偶者同額に増額 特約での子供の給付対象範囲を拡大 骨髄移植提供者へのドナー給付金の新設
2007年6月発効	加入年齢を79歳まで延長（80歳まで保障） 子供の通院給付金日額の倍増 携行品損害給付金の免責金額の廃止 本人死亡時の配偶者無告知保険加入サービスを開始
2008年6月発効	基本契約「Dタイプ」のケガ入院給付金を増額 配偶者と子供が健康告知で加入できない疾病、症状等（欄） に該当する場合に加入できる「Dコース」の新設

従って、他と比較しても十分に優位性を保てるサービスを提供していると考えています。しかし、最近、生・損保業界の保険商品のコンセプトが、少子高齢社会を反映して、生命保険から第三分野といわれる医療保険などに移行しつつあります。これは、私たちの「けんこう共済」がカバーしていた分野でもあり、外資系保険会社の進出も著しく、今後は、かなり競争が激化することが予想されます。その様な状況の中で、引き続き、その優位性を保持するためには、従来どおり、掛金を据え置きながら、組合員や加入者の声を反映して、毎年の制度改善を図ることを継続していかなければなりません。

最近5年間の制度改善内容については、前ページの通りであります。

### (3) その他の共済制度

#### ゆうあい共済

電機連合傘下の労働組合全体を対象とした団体加入の組織共済であり、本人死亡、家族死亡、住宅災害などの場合に一定の見舞金を支払うことを目的とする共済制度です。

2006年度(2006年6月1日～2007年5月31日)の給付状況は、死亡・高度障害475件(9,500万円)、住宅災害154件(609万円)、家財災害163件(531万円)、家族災害死亡1件(5万円)、入院・休業1件(5万円)となっています。

#### あんしん共済

電機連合傘下の労働組合や関連する企業を対象とした団体ごとの任意加入の組織共済であります。結婚、出産、葬儀、子育て支援や介護支援などをカバーする労使による共済会制度であります。2007年12月時点では、8団体(1,723人)の規模で運営されていますが、加入団体を増やすことが、当面の大きな課題となっています。

#### 共済ローンなど

ねんきん共済加入者が、積立期間中に何らかの資金が必要になり、脱退、解約などをせざるを得ない場合に救済する目的でスタートしたローンであり、加入者本人の積立現在高の90%(300万円を限度)の範囲で必要金額を融資するものであります。年利率は、長期プライムレートを基準とし、2008年5月7日以降、2.15%で運用しています。

その他、中央労働金庫と連携して、障害者手帳を持つ組合員を対象とした障害者教育ローン(30～300万円)を年利率2.0%で運用しています。

### (4) その他の活動

#### ハートフルセンターの活動について

弊センターの入院給付は、一般疾病に加えて精神病による入院にも適用していることから、それらの予防対策的な活動の一環と位置付けて、1999年1月から「心の健康相談」活動として、電話相談を中心とする各種のメンタルヘルスサービスに取り組んでいます。

これは、平日の16～20時であれば、加入者に限らず、匿名で、誰でも相談できるシステムになっていますので、電機連合が産別として行う社会貢献活動の一つとして、内外より注目されている活動でもあります。

#### やすらぎ福祉事業について

「ねんきん共済」加入者は、60歳を越えると退職して年金受給者となるケースが多く、すでに、記述した如く2007年12月時点では、20,761名となっています。そこで、弊センターでは、生涯福祉との視点から、誰もが必ず迎えなければならないにも関わらず、つつい先延ばしになりがちな人生の終末に対する事前準備をサポートし、人生最後の尊厳ある選択の支援と年

金受給者へのサービスとして、2004年9月から（社）企業福祉・共済総合研究所が取り組んでいる「やすらぎ福祉事業」と提携して、入会案内などに取り組んでいます。

## 福祉共済総合調査の概要と 今後の課題について

幣センターでは、2007年7月に設立して20周年を迎えることもあり、その記念事業の一環として、今後の産別共済をはじめとする自主福祉活動の更なる発展を期し、その課題を探ることを目的に、電機連合としては初めてのことでありますが、2006年秋から2007年初にかけて「福祉共済総合調査」を実施しました。

従来の電機連合の調査は、直加盟組合員を対象にすることが基本でありましたが、産別共済には、準加盟組合や地協の直加盟組合なども広く加盟していることから、今回の調査は、労働組合対象の調査や組合員対象のアンケートとともに、全加盟組合（企業別組合単位）651組合、1万人を対象として実施し、80.5%の回収率という大掛かりな内容となりました。

その調査結果の概要については、2007年5月に開催された20周年記念レセプションの席上で配布された記念誌上でも公表されていますが、今回は、それらの主な内容を紹介して、今後の課題にも触れたいと思います。

### 1. 福祉共済総合調査の概要について

資料（14ページより21ページまで）を参照

### 2. 今後の課題について

今後の課題については、制度面での課題と活動

面での課題とありますが、制度面での課題は、毎年の制度改善にてかなり充実してきていると考えますので、ここでは活動面での課題に絞って述べることにいたします。

(1) 年3回の募集強化期間を定着させ、若年層の加入促進を図り、将来の全員加入の実現

設立20周年を迎えた幣センターの課題は、前項の調査結果にも明らかのように、主力共済である任意加入共済の「ねんきん共済」「けんこう共済」ともに加入率が低く、現在の加入率は、「ねんきん共済」は21.9%、「けんこう共済」は16.7%であります。

しかも、加入率が上がらない最大の理由と思われることは、アンケート結果にもありますが、制度そのものを知らないという層が非常に多く、特に、20歳代の若者層においては、「ねんきん共済」では46.1%、「けんこう共済」では70.6%が知らないという現実であります。また、職場において加入促進を担うべき組織の機関構成員（職場活動家）においても、その周知度は決して高くないこともアンケートで明らかになりました。

従って、今後は、「ねんきん共済」が年3回の新規（増減口も含む）加入が可能になったことを受けて、知らせる機会を増やすために、従来から取り組んできた年1回の1～2月の「統一募集」という取り組みを変更して、年3回の「募集強化期間」を設定して、そのうちの1回を重点期間として取り組むということにしました。

この狙いは、年に3回の加入促進の山を作り、組合員の皆さんに知らせる機会を増やし、加入促進にメリハリを付けるということでもあります。

最初の第一の山は4～5月です。この時期は、新入社員が入社して新入組合員になるということもありますので、若年層に焦点を当て、特に、新入組合員については、全員加入を原則に取り組む

ことにしています。ただし、即、組合員にはならず一定期間を経て組合員になる組合については、第二の山の9～10月にその取り組みを追加します。

第二の山は、9～10月ですが、この時期は、各組合の定期大会の時期が7月～8月にかけて開催されて機関構成員の交代が行われますので、新任の機関構成員のうち、未加入者を対象として全員加入を原則に加入促進を図ります。これは、まず、自ら加入して、その後の1～2月の活動に弾みをつけ組合員に加入促進を働きかけるということを期待しています。

そして、最後の第三の山は、従来、統一募集として取り組んでいた1～2月の時期に春闘の一環として、可処分所得の向上を図る意味から既加入保険の見直し活動なども含めて、職場組合員のうち未加入者全員を対象にして、全体での加入促進活動に取り組むということでもあります。

この年3回の活動のサイクルは、今年がスタートの年でもありますので、きちっとした成果に結びつけて、この活動サイクルを定着させなければならぬと考えています。この活動サイクルが定着することにより、毎年の新入組合員や機関構成員の全員加入が実現し、この取り組みを毎年継続していけば、遠い将来かも知れませんが、いつかは必ず全員加入が実現するものと期待している訳であります。

(2) 将来を見据えた加入者還元は、時代と共に「進化する共済」の姿勢の堅持

幣センターでは、設立以来、「けんこう共済」の掛金を変えていません。

それは、もともと、格安に設定しているということもありますが、各年度の余剰金を掛金の引き下げという形では加入者に返還せずに、それを活用して「自家共済」用の自主財源を充実させて、

時代の変化と共に要求される保障内容の変化に対応して「進化する共済」として、毎年、制度の改善を行って加入者に還元するという運営方式を採用しているからであります。従って、継続加入者は何の手続きもせずに時代の変化に合わせた最善の保障が得られる様なシステムとなっています。

しかし、一方、世の中では、掛金の安さを前面に出しての宣伝が多いこともあり、加入者からは、すでに他の保険に比べても十分に掛金が安いにもかかわらず、掛金の引き下げに関する要望が多いのも事実であります。しかし、一般の医療保険などは、契約時点の保障内容で固定されていますので、時代の変化に合わせて保障内容について付加したいということになれば、その保障をカバーしている保険に、再度、新規に加入しなければなりません。しかもその際には、健康告知問題などの難問も出てきて、加齢と共に新規加入は容易ではないケースが多くあり、もし、新規加入できたとしても、新たな保険料の負担が増えるわけでありますので、生活の圧迫要因となることは間違いないということを説明してご理解を得ています。

従って、幣センターでの加入者還元ということは、制度改善か、掛金の引き下げかのどちらが良いのかという選択の問題であります。

根拠法の無い、いわゆる無認可共済に対する金融庁の指摘を待つまでもなく、将来の制度運営を確実にするためにも、自主財源の充実は大きな課題であります。現在のシステムはそれを成し遂げながら、毎年、制度改善をして加入者への還元をしていくという方法であり、時代と共に「進化する共済」を実現する唯一の方策であると考えていますので、その姿勢を堅持することが大切であります。

もちろん、自主財源も十分に充実したといえるレベルまで積み立てれば、その後については、掛金の引き下げという選択肢もあるかもしれません

が、それは、今後の加入率の状況、特に、若年層の加入率如何に懸かっているといえますので、そのためにも全員加入の方針の下に加入促進を図ることが必要不可欠であります。

### (3) 法的整備などへの対応強化

金融庁では、去る2006年4月から根拠法の無い共済、いわゆる無認可共済に対する保険契約者等の保護を目的に「保険業法」を改定し、「少額短期保険業制度」をスタートさせました。しかし、ここでは、地方自治体が住民を相手に行うもの、企業内共済や労働組合が組合員を相手に行うもの、学校が学生を相手に行うもの、町内会など地縁で行うもの、1,000名以下のものを相手に行うものなどは、適用除外となりました。

従って、産別共済である幣センターについても、今回は適用除外となりましたが、5年後、つまり、平成23年には見直すことになっていますので、将来は、いずれ適用されるという前提で、それらへの対応を強化していかなければなりません。

また、1948年に制定され、現在の全労済の根拠法でもあります生協法については、契約者保護の

立場から事業の健全性を担保する規制を強化するとともに、経営・責任体制の強化のための規制の整備を図ることを目的として2008年4月に大幅に改正されました。

さらに、この2～3年間、大きな社会問題となった生保・損保会社による保険契約上の問題に加え、保険金の不払い、未払い、保険料の取り過ぎなど一連の保険業界の不祥事を踏まえて、金融庁では、商法の中の保険契約に関する規定である部分を保険法として独立させて、保険契約時の保険会社側の責任強化を盛り込んで100年振りに改正を行うべく、保険法改正案として2008年3月4日には閣議決定して準備をしています。もし、今国会で成立すれば、2010年夏までには新ルールがスタートする動きにもなっています。

これらの動きを踏まえ、保険や共済事業を取り巻く法的な環境が日々変化してきていますので、それらの動きに合わせて、諸事に目配りしながら活動して法的整備を図っていかなければならないことが、幣センターにとっても今後の大きな課題でもあります。

#### 次号の特集は

「『第3回次代のユニオンリーダー調査』報告(仮題)」の予定です